

障害者政策委員会 第3回第5小委員会 委員提出意見書式

委員名 石野 富志三郎

論点③：【22条】情報バリアフリー化の推進

（情報通信機器・システムの研究開発及び成果の普及、字幕番組等の制作の促進、コミュニケーション支援体制の充実、第三種郵便の割引制度、民間も含めた規格の共有、国等による情報提供の充実等を含む。）

（結論）

- ① 心身障害者用低料第三種郵便の規制緩和または第五種郵便制度の新設
- ② 情報アクセシビリティを確保する標準化・規格化の促進
- ③ 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助者を、利用したい人が、いつでも全国どこでも無料で利用するための制度の整備
- ④ 「情報・コミュニケーション法（仮称）」や「手話言語法（仮称）」の制定

（理由）

- ① 心身障害者団体の証明書の有効期限を3年とする条件の撤廃又は緩和、発行部数（500部）要件の撤廃又は緩和を図り、第三種郵便物の承認条件を心身障害者用とその他に区別すること、または区別が出来ない場合は、新たに心身障害者用の割引制度（第五種郵便制度）を設けることが必要と考える。
- ② 情報の可視化、体感化が重要である。
 - 1) ソフトウェアやサービス提供技術の情報バリアフリー化
 - 2) 情報通信及び映像に関わる機器・システム・サービスを企画・開発の際には当事者が企画段階から参画する必要がある。
 - 3) 米国の「リハビリテーション法 508 条」及び「21 世紀における通信と映像アクセシビリティに関する 2010 年法」では、対応技術を搭載しない機器やサービスは認可されない。日本でも同様の法的規制・義務化を強めた制度が必要である。
 - 4) 電話リレーサービス

情報アクセシビリティ確保の観点から、一般の利用者と同様の費用負担で 24 時間 365 日利用出来るシステムを作る必要がある。

5) 放送・映像のアクセシビリティ

・全てのテレビ放送局で字幕を 2017 年までに 100%挿入することとなっているが、地方テレビ局への助成を含めた措置が必要である。また手話放送の促進も必要である。官公庁や民間の動画サービス、映画等にも字幕を付ける必要がある。

・地震等の発災時は、その直後から音声と共に目に見える形で情報を流すことのできる体制を早急に整備する必要がある。

③ 派遣条件（利用条件）が自治体で違うため、誰でもが利用できる全国統一のモデル派遣要綱を作り、手話通訳者等の派遣を円滑に進めるためのコーディネーターの配置が必要である。

④ あらゆる障害者の情報アクセスやコミュニケーション手段の選択を保障するための法律の制定や、手話話者の言語獲得権を保障するための法律の制定が合理的配慮としても必要である。